

福島県内で求職者を雇用した事業主に 雇入に係る費用を支給します

※支給には審査があります。

雇入費

1人当たり **50万円** ～ **225万円**

1事業所 **2,000万円** まで

住宅支援費

経費の **3/4** 相当額

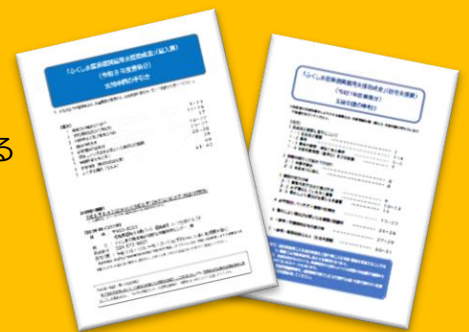
1事業所 **720万円** まで

申請期間 令和8年8月3日～令和8年12月11日
(当日消印有効)

【対象となる事業所】

- ☐県内の中小企業（被災15市町村は大企業も可）※1
- ☐県指定の産業政策（補助金又は融資等）を受けて設備投資している
- ☐無期雇用又は1年以上の有期雇用（更新可能）の労働者を雇用
- ☞詳しくは『申請の手引き』をご確認ください。

※1 被災15市町村とは、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村です。



ふくしま産業復興雇用支援助成金

検索 🔍

詳しい要件や申請の手順は『支給要綱』及び『申請の手引き』
を県ホームページからダウンロードの上、ご確認ください。

HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/joseikin2601.html>



福島応援！「ペコ太郎」



要件該当確認フローチャート

雇入費

START

- ①福島県内の中小企業又は中小企業に準ずる事業所である
(被災 15 市町村内は大企業も可)
- ②H23.3.11 以降に県指定の産業政策 (補助金又は融資等) を受け
その資金で設備投資している
- ③②を実施した事業所で R7.12.13 以降に労働者を雇入れた

YES ①～③すべて

過去に本助成金を受給したことがない

NO

R6 年度または R7 年度に支給決定を受けている

YES

特例①2 年ルール

R6 年度又は R7 年度に支給決定を受けた
対象労働者の中で、最も早い雇入れ日から
2 年以内に労働者を雇入れている

特例①2 年ルール
具体例など詳細は
手引き P5 参照

NO

特例②復活ルール

- 過去に本助成金を受給した際の
①助成対象事業所の住所が同一
- ②同一の産業政策を再度実施している
- ③支給対象期間が終了している

特例②復活ルール
具体例など詳細は
手引き P6 参照

NO

- 労働者の要件
- ①期間の定めのない雇用又は 1 年以上の有期雇用 (更新可能)
である
 - ②雇用保険に加入している (週所定労働時間 20 時間以上)
 - ③雇入れに際し、労働関係法令を遵守している
 - ④労働者は雇入れの前日が失業状態にあった求職者である

YES ①～④すべて

労働者は H23.3.11 時点で福島県に居住又は在勤していた
※当時、大学等に通学するために福島県以外に居住していた場合：その扶養者
が福島県に居住していた。

NO



YES

申請不可

住宅支援費

START

- ①福島県内の中小企業又は中小企業に準ずる事業所である
(被災 15 市町村内は大企業も可)
- ②H23.3.11 以降に県指定の産業政策 (補助金又は融資等) を受け
その資金で設備投資している
- ③②を実施した事業所で R7.12.13 以降に労働者を雇入れた

YES ①～③すべて

過去に本助成金を受給したことがない

NO

R6 年度または R7 年度に支給決定を受けている

YES

特例①2 年ルール

R6 年度又は R7 年度に支給決定を受けた
対象労働者の中で、最も早い雇入れ日から
2 年以内に労働者を雇入れている

NO

- 過去に本助成金を受給した際の
- ①助成対象事業所の住所が同一
 - ②同一の産業政策を再度実施している
 - ③支給対象期間が終了している

NO

YES

申請する受給要件労働者は、期間の定めのない雇用又は 1 年以上の
有期雇用 (更新可能) で、雇用保険に加入している。

NO

YES

雇入れに先立って、
住宅支援の導入・拡充もしくは住宅の新規・追加借上げを行った。

NO

YES

受給要件労働者は、雇入れ日において、
借上げ住宅に居住している又は住宅手当の支給対象となっており、
その取組による支援を受けている。

NO

YES

申請できる可能性ありますので、支給要綱・申請の手引きにて詳細ご確認ください

※このフローチャートは申請要件の全てを網羅している訳ではありません。
支給要綱及び申請の手引きをご確認の上、申請をお願いします。

お問い合わせ先

(雇入費) ふくしま産業復興雇用支援事業事務センター
(住宅支援費) 福島県雇用労政課 助成金担当

TEL 024-573-9821

TEL 024-521-7290

※当助成金の支給決定は、申請書類に基づき所定の審査基準に従って総合的に判断されます。公正・中立性の観点から、申請前の個別案件について
支給決定の可否をお伝えすることはできません。あらかじめご了承ください。